

生成 AI への個人情報の入力と個人情報保護法の「第三者提供」規制における法的課題

iTL 先端的研究プロジェクト奨学金 最終報告書

2025 年 3 月 7 日
中央大学国際情報学部
小向ゼミ 3 年
小岩泰己

概要

今日では、生成 AI をはじめとする技術が急速に発展している。AI を利用したサービスは社会に大きな利益をもたらす一方で、個人情報や著作権の保護をはじめとした、様々な法的問題も山積した状態にある。特に、2021 年の「ChatGPT」の登場以降、個人情報法保護の観点から、米国や EU をはじめとする多くの国や地域で AI への規制が検討され、実施されてきた。一方で、日本では AI の利用に対して比較的寛容な立場をとっている。本研究では、日本の個人情報保護法上、生成 AI の利用においてどのような問題が生じうるのか検討する。また、EU の制度と比較し、両者の違いを明らかにすることで、AI が普及した現代ではどのような個人情報保護制度が求められるのか、示唆を得ることを目的とする。

第1章 はじめに

1.1 背景と目的

「ChatGPT」の登場以降、国内外で AI を活用したサービスが急速に拡大してきている。ICT 総研の調査では、生成 AI サービスの利用者数が 2024 年末時点で約 1294 万人にも上ると予測されており¹、生活の様々な部分で生成 AI の利活用が進められてきた。

こうした技術の導入により、事業者においても日々の業務の効率化や、保有する膨大なデータを活用した新たな価値創造など、多大な利益をもたらす一方、法的な問題点も指摘されるようになった。特に、AI に対して個人情報を含むインプットを入力し、アウトプットを生成するとき、入力された個人情報の本人に対して同意の取得などを行っておらず、本人による何らかの関与なく生成 AI を利用することは問題ないのかという点や、入力された顧客の個人情報が入力先の生成 AI サービスの学習データとして利用されてしまわないかといった点などで問題となる。こうした問題に対する規制として、諸外国に目を向けると、EU では 2024 年 5 月に「欧州市場で AI システムを開発・提供・利用する事業者を対象とする、法的拘束力を持つ世界初の包括的な AI 規制法」である Artificial Intelligence Act（以下、「AI 規則」という。）が成立しており、2026 年中頃から本格的に運用されるものとみられている²。他方で、日本における AI における個人情報の規制については、個人情報保護委員会が「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等」、また「OpenAI に対す

¹ ICT 総研「2024 年度 生成 AI サービス利用動向に関する調査」（2024 年 8 月）

² 総務省『令和 6 年版 情報通信白書』59 頁

る注意喚起の概要」という注意喚起等を行ったのみで、具体的な対応策は未だ実施されていない状況にある。

本研究では、個人情報取扱事業者が、生成 AI をはじめとする AI の利用において、個人情報を入力する際に個人情報保護法上どのような規制をうける可能性があるのかを考察し、AI が普及した現代における個人情報保護制度のあり方についての示唆を得ることを目的とする。

1.2 構成

本研究では、下記 2 点について研究を行った。

- 事業者による AI への個人データの入力行為について、現行の個人情報保護制度上の問題点
- EU の個人情報保護制度（GDPR）と日本の制度の比較

第2章 生成 AI

2.1 概要

生成 AI は、「ディープラーニング基盤技術により、AI の性能が飛躍的に向上したことで、様々なコンテンツを生成できる AI」とされ、「テキスト、画像、音声などを自立的に生成できる AI 技術の総称」である³。OpenAI 社の「ChatGPT」の登場以降、現在に至るまで多くの製品やサービスに活用されており、2024 年末時点で国内の生成 AI サービスの利用者数は 1924 万人に上ると予測されている⁴。

2.2 個人情報との関わり

生成 AI は、①AI の開発・学習段階と②AI の利用段階のそれぞれで個人情報保護法上問題となり得る論点が異なる（図 1⁵）。

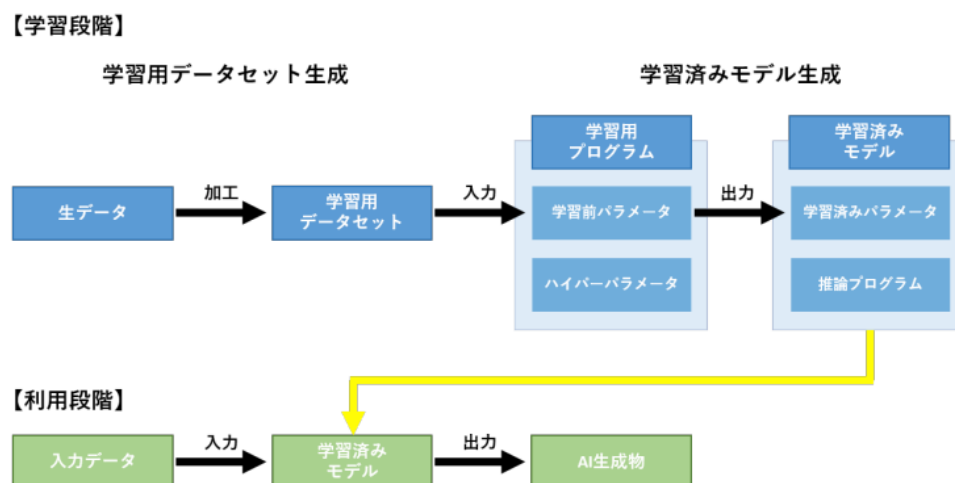


図 1 AI の利用における開発・学習段階、また利用段階でのデータの流れ（経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI 編）」（2019 年 12 月）より引用）

³ 総務省『令和 6 年版情報通信白書』（日経印刷、2024 年）37 頁

⁴ ICT 総研「2024 年度 生成 AI サービス利用動向」（2024 年 8 月）

⁵ 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI 編）」（2019 年 12 月）

第一に、開発・学習段階においては、AI の開発事業者が学習元となる「生データ」から「学習に適したデータになるよう欠損値や外れ値の除去や、ラベル情報等の個別のデータの負荷等の変換・加工処理を施し」て「学習用データアセット」を作成し、当該データセットを「学習用プログラムに入力し、学習済みパラメータ等を作成」するなどして AI モデルを開発している⁶。このとき、個人情報を含むデータが学習に用いられる可能性がある。特に、原則として本人の同意なく取得することが許されていない要配慮個人情報を含むデータを取得してしまう可能性がある。

第二に、利用段階においては、生成 AI サービスの利用事業者が自ら取得した個人データを含むプロンプトを入力し、出力を得る場面が想定される。このとき、利用事業者から生成 AI サービス提供事業者に個人データを含むプロンプトのデータが送られることとなる。

本研究では、②AI の利用段階での AI 利用事業者による生成 AI への個人データの入力行為についての問題を中心に検討する。

2.3 生成 AI をめぐる過去の規制事例

生成 AI は、過去に EU で一時的に規制された事例がある。2023 年 3 月、米国の AI 開発事業者である OpenAI が提供する生成 AI サービス「ChatGPT」が、EU 一般データ保護規則（以下「GDPR」という。）違反の疑いでイタリアの個人データ当局によりアクセスがブロックされた⁷。これは、同年 3 月 20 日に ChatGPT 利用者の会話内容や決済情報が漏えいしたことや、ChatGPT が学習目的で「個人情報を大量に収集し保管する」ことなどを問題視したために行われた。同年 4 月には再開が認められているものの、この後に AI 規則が成立するなど AI 規制が強化されている。

第3章 日本の個人情報保護法制

3.1 個人情報保護法の概要

個人情報保護委員会（以下「個情委」という。）によれば、個人情報保護法（以下「個情法」という。）の目的は、同法第 1 条において「『個人情報』の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律」であり、「我が国の個人情報保護制度の『基本法』として基本理念、基本方針……を定めるほか、民間事業者や行政機関等の個人情報の取り扱いに関する『一般法』として民間部門における必要最小限の規律を定める」ものとされている⁸。

個情法は民間部門と行政部門をそれぞれ規律しているが、民間部門においては「個人情報取扱事業者」が規律対象とされている。

⁶ 中井杏「連載 実務問答 個人情報保護法 第 3 回 AI 開発における学習用データの利用目的と学習済みパラメータの取扱い」商事法務 1254 号（2023 年）47 頁

⁷ BBC NEWS JAPAN「イタリア当局、人工知能チャットボット『ChatGPT』を一時的にブロック」（2023 年 4 月 1 日）

⁸ 個人情報保護委員会「個人情報保護法の基本」（2023 年 9 月）2 頁

個人情報保護法 第1条（目的）

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。⁹

3.1.1 用語の定義

個情法では、「個人情報」は「生存する個人に関する情報」であって「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録……に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。……）」により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」、または「個人識別符号が含まれるもの」をいい¹⁰、「個人識別符号」とは、

「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの」か「個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの」のことを指す¹¹。

また、「個人データ」とは、「個人情報データベース等を構成する個人情報」のことをいい¹²、具体的には「体系的に構成（分類・整理等）され、容易に検索できる個人情報」を指す¹³。

3.1.2 利用目的規制の内容

次に、具体的に個人情報取扱事業者に対する具体的な規律の内容を見ていく。

第一に、個人情報を取得・利用するときの規律だ。個人情報の取得や利用においては、まず取扱う個人情報載の利用目的をできる限り特定し（個情法 17 条 1 項）、本人に対してその利用目的を通知または公表する（個情法 21 条 1 項）ことが求められている¹⁴。この要件を満たすことで、個人情報取扱事業者は個人情報の取得や利用を行うことができる。た

⁹ e-Gov 法令検索「個人情報の保護に関する法律」第 1 条

¹⁰ e-Gov 法令検索「個人情報の保護に関する法律」第 2 条第 1 項

¹¹ e-Gov 法令検索「個人情報の保護に関する法律」第 2 条第 2 項

¹² e-Gov 法令検索「個人情報の保護に関する法律」第 16 条第 3 項

¹³ 個人情報保護委員会「個人情報保護法の基本」（2023 年 9 月）25 頁

¹⁴ 個人情報保護委員会「個人情報保護法の基本」（2023 年 9 月）25 頁－31 頁

だし、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う（目的外利用）ことは禁止されている（個人情報 18 条 1 項）ほか、要配慮個人情報については本人の同意なしに取得することができない（個人情報 20 条 2 項）といった規律が設けられている。

3.1.3 第三者提供規制の内容

第二に、個人データの第三者提供についての規律である。先の個人情報の取得・利用については、原則として本人の同意を必要とせずに個人情報の取得や利用が行えていたのに対し、第三者提供については厳格な規制が設けられている。宇賀によれば、こうした厳格な規制が行われている理由として、第三者提供が行われた後には個人データの使用状況が本人からして不透明な状態に置かれること、また他のデータとの結合や照会が容易になってしまうことから、「個人の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれ」があるためであるとされている¹⁵。

実際の規制の内容として、第三者提供を行う場合には原則として本人の同意を得ることが求められており、同意のない第三者提供は禁止されている。ただし、第三者提供を行うにあたって、本人の同意を得なくても良い場合も存在する。具体的には、個人情報 27 条 1 項に定められた場合、または同条 2 項に定める届出を行う場合である。加えて、上記のほかに「第三者提供」の「第三者」ではないと考えられる場合、または「提供」に該当しないと例外的に判断できる考え方が存在する。

3.1.4 「第三者提供規制」の例外

まず、「第三者」に該当しないと考えられる場合として、個人情報 27 条 5 項 1 号に定められている「委託」がある。同条の規定により、「利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合」は、提供先ではなく委託先とすることで、「第三者」に該当しないこととなるため、第三者提供にはあらず、個人データを本人の同意なく行うことができる。なお、個人情報 28 条 1 項において、外国にある第三者への提供については、原則として 27 条の規定が適用されないこととなっている。

次に、「提供」に該当しないと考えられる場合として、個人情報委の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関する Q&A」（以下「個人情報ガイドライン Q&A」という。）で示されている、いわゆる「クラウド例外」と呼ばれる考え方がある。それによれば、「個人情報取扱事業者が個人データを含む電子データを取り扱う情報システムに関して、クラウドサービス契約のように外部の事業者を活用している場合」に、「当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合には、当該個人情報取扱事業者は個人データを提供したことはない」としており、その場合には「提供」にあたらないため、本人同意を得る必要がないと示されている¹⁶。なお、「取り扱わない」とは、「契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等」と考えられている¹⁷ほか、自ら設置し、管理・運営する外国のサーバ等への送信は外国にある第三者への提供に該当せず、外国の事業者が設置し、管理・運営する場合であっても、先述の「個

¹⁵ 宇賀克也「新・個人情報保護法の逐条解説」（有斐閣、2021 年）248 頁

¹⁶ 個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q&A」Q7-53

¹⁷ 個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q&A」Q7-53

人データを取り扱わないこととなっている場合」には、他と同様に「提供」に該当しないものと考えられている¹⁸。

3.2 生成 AI サービスの利用で問題となる論点

それでは、実際に生成 AI サービスへの個人データの入力で問題となりうる部分について検討する。個人情報取扱事業者が生成 AI サービスに個人データを入力すると、利用目的規制の観点、また第三者提供規制のそれぞれの観点から問題となる。

利用目的規制における問題としては、主に以下の2点が論点となる。

- ① 生成 AI サービスに個人データを提供することを利用目的に含むべきか
- ② 生成 AI サービスに入力された個人データが AI に学習利用される場合、目的外利用にあたるのではないか

また、第三者提供規制の観点からは以下の点が論点となる。

- 個人情報取扱事業者が個人データを含むインプットを入力し、生成 AI サービス提供事業者に提供される行為は、第三者提供にあたらぬか
- 次章では、これらの論点についてそれぞれ検討する。

第4章 生成 AI サービスの利用と個人情報保護法上の検討

4.1 利用目的規制での検討

前述の論点について、個情法では利用目的を「できる限り」特定することが求められており、論点①では、「生成 AI への入力」についてまで利用目的に含むことが求められるか、すなわち、生成 AI サービスの利用で利用目的をどこまで特定することが求められるかという点が問題となる。また、後者については生成 AI サービス提供事業者が学習目的で入力した個人データが利用されてしまうことが目的外利用にあたるかが論点となる。

これらの論点について、個情委は「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等」という注意喚起を発出しており、「利用目的達成のために必要な範囲内で生成 AI に個人情報を入力する」ことが求められているほか、「同意を得ずに個人データを含むプロンプトを入力する場合、プロンプトの応答結果の出力以外で個人データが取り扱われると、個情法違反になる可能性がある旨が指摘されている¹⁹。

論点②については、入力した個人データが生成 AI サービスの学習に利用された場合、そもそも個人データの利用主体が、個人データを含むプロンプトを入力した個人情報取扱事業者ではなく生成 AI サービスの提供事業者になる。このとき、生成 AI サービス提供事業者は「第三者」にあたる可能性があるため、同意なき第三者提供にあたり許されないこととなる可能性が高い。そのため、生成 AI サービスにおいて、学習利用設定のオプトアウトなどが求められるだろう。

そのうえで、論点①についてさらに検討すると、個情法ガイドライン Q&A では、利用目的を「できる限り」特定するという点について、本人が合理的に予測・想定できないような個人情報の取り扱い（行動・関心等の情報分析等）では、分析結果の利用目的だけで

¹⁸ 個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q&A」Q12-7

¹⁹ 個人情報保護委員会「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について」（2023 年 6 月）

はなく、分析処理を行うことも含めて利用目的を特定する必要性がある旨が記載されている²⁰。この点について、高畑等によれば、「たとえば、分析処理の具体的方法として、自社が取得した個人データを生成 AI へ入力することを想定しているような場合には、利用目的において、『生成 AI サービスを利用する』ことまで特定する必要はないと解される」とし、上述した個人情報法の注意喚起等についても「生成 AI サービスを利用することの明示が常に必要であるとは考えていないように思われる」と述べている²¹。

以上から、論点①については、分析処理を行うことまでは利用目的に含んでいる必要があるものの、「生成 AI への利用」までを利用目的として特定する必要はない可能性が高い。

4.2 第三者提供の制限での検討

次に、第三者提供について検討すると、生成 AI サービスへの個人データを含むプロンプトの入力行為は、形式的には「第三者」である「生成 AI サービス提供事業者」に対する個人データの提供になる。本人の同意を得ずにこうした第三者への提供を行う場合、上述した個人情報法や個人情報法による解釈上の例外に該当するかが論点となる。

より具体的には、生成 AI サービスへの個人データを含むプロンプトの入力行為について、

- ① 第三者への提供ではなく、委託先として生成 AI サービス提供事業者に個人情報の取扱いを委託するものと整理し、個人情報法 27 条 5 項による例外に該当するか
- ② 生成 AI サービスをクラウドサービスと同様に捉え、サービス上で行われる個人データを含むプロンプトの処理が、個人データを「取り扱わない」場合といえるか

が論点となる。いずれの例外にも該当しない場合には、第三者提供に該当する可能性が高いといえるだろう。

なお、インプットの入力時に、個人データにならない形に加工することで、インプットの提供先である生成 AI サービス提供事業者において個人データにあたらない状態にすれば、第三者提供規制の対象にはならないようにも思われる。しかし、個人情報法の行政解釈において「情報を移転する際に、容易に照合するのは情報の移転元か移転先かという議論がございます。日本の場合、これは情報の移転元で容易照合性があるということで解釈が統一されておりまして、……一旦個人情報となりますと、その情報の一部を提供する場合でも、これは大抵の場合、提供元において容易照合性はありますので、個人情報になってしまう」とされている²²ほか、個人情報法の『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）』に関する意見募集結果においても「ある情報を第三者に提供する場合、当該情報が『他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる』こととなる』かどうかは、当該情報の提供元である事業者において『他

²⁰ 個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q&A」Q2-1

²¹ 高畑豪太郎 他「第 5 回 生成 AI の開発段階、入力段階における個人データの取り扱い上の留意点」（商事法務 1273 号）（2024 年）86 頁－87 頁

²² 国会会議録検索システム「第 189 回国会 参議院 内閣委員会 第 10 号」（2015 年 5 月 28 日）向井治紀（発言 No.10）による。

の情報と容易に照応することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる』かどうかで判断します」とされている^{23 24 25}。そのため、「提供する自分の側で個人データとして構成してしまうと相手にとっては特定の個人が識別できなくとも規制を受ける」ことになり（提供元基準説）、自分にとって個人データに当たる場合には原則同意を取得する必要がある²⁶。

4.2.1 委託

まず、「委託」について、個情法 27 条 5 項 1 号では「利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合」には、個人データの委託先は「第三者」に該当しないものと考えられている。4.1.で検討したとおり、学習利用等が行われない設定であり、個人情報取扱事業者が示した利用目的の達成に必要な範囲内であれば、AI の利用自体は「利用目的の達成に必要な範囲内」ということができ、個人データの取扱いを委託することで例外に該当し得るように思われる。

しかし、個情法 28 条 1 項では、「個人情報取扱事業者は、外国……にある第三者……に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める本人の同意を得なければならない」とされている。つまり、外国にある第三者に個人データを送るとき、送信先を委託先と整理する場合であっても、本人の同意を得ることが求められることになる。これを生成 AI サービスにあてはめると、ChatGPT や Gemini といった主要な生成 AI サービスを提供する事業者である OpenAI 社や Google 社は米国の事業者であり、「外国にある第三者」に該当する。よって、生成 AI サービスプロバイダを委託先とし、生成 AI サービスに対する「個人データを含むプロンプトの入力」を「個人データの委託」と整理する場合であっても、委託先である事業者は「第三者」に該当するため、本人の同意が必要となる。

ただし、個情法 28 条 1 項における「外国」の定義において「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く」とされており、「第三者」の定義としても「個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（……）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く」としている。

この点に関して、たとえば OpenAI 社では、API を使用して生成 AI サービスを利用する場合、または企業向けの ChatGPT Enterprise サービスを利用する場合、データ処理契約（DPA=data processing addendum）を締結することができる。DPA では「GDPR も意識したグローバルな定めになっており、機械学習にも使われないことが約束された形で、

²³ 個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）』に関する意見募集結果」（2021 年 8 月 2 日）18 頁

²⁴ 柿沼太一、田中浩之、角田龍哉、福岡真之介、藤本敬介、古川直裕、松本敬史、吉本京子「ChatGPT と生成 AI に関する法的倫理的課題」（商事法務 1245 号）（2023 年）38 頁

²⁵ 岡田淳、北山昇、小川智史「連載 個人情報保護をめぐる実務対応の最前線 第 7 回 個人関連情報の第三者提供」（商事法務 1218 号）（2022 年）63 頁

²⁶ 柿沼太一、田中浩之、角田龍哉、福岡真之介、藤本敬介、古川直裕、松本敬史、吉本京子「ChatGPT と生成 AI に関する法的倫理的課題」（商事法務 1245 号）（2023 年）38 頁

OpenAI の委託先〈GDPR 上の表現である”processor”（処理者）²⁷⁾としての役割」が定められており、「API 〈、または ChatGPT Enterprise〉を使えば、委託としての整理ができる」ほか、DPA の内容が「日本法レベルの保護となっていれば、日本法のレベルで個人データは守られていることになり、基準適合体制が整備されているので同意をとらなくても問題はないという整理ができる」としている²⁸⁾。日本においては、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」として、「令和 3 年 9 月時点で EU 及び英国が該当」するため²⁹⁾、EU の GDPR に準拠した OpenAI 社の DPA であれば、「基準に適合する体制を整備している者」にあたり、同意の取得が必要ないものとして整理できる可能性がある。しかし、DPA で示された、API か ChatGPT Enterprise サービス以外の契約形態については DPA を締結することができないため、同意の取得が求められるものと考えられる。また、DPA の締結ができない生成 AI サービス提供事業者についても、同意の取得が求められるものと考えられる。

4.2.2 クラウド例外

次に、「クラウド例外」について検討する。これは、個人データを含む電子データを取り扱う情報システムに関して、個人情報取扱事業者がクラウドサービス契約等で外部の事業者を活用する場合が想定されている。クラウドサービスの利用においては、第三者であるクラウドサービス提供事業者に対して個人データを保存することとなり、形式的には第三者への提供の形となる。

こうした個人データの利用について、個人情報ガイドライン Q&A では、「当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合」には、「当該個人情報取扱事業者は個人データを提供したことにはならない」こととなる³¹⁾。つまり、「提供」にあたらないため、第三者提供にならず、本人の同意を得る必要もないものと考えられる。「当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合」については、「契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合」をいう³²⁾。

ただし、クラウドサービスの提供事業者が外国の事業者である場合も多く、「外国にあるサーバに個人データを含む電子データを保存する」可能性も高い。この場合、当該事業者は「外国にある第三者」に該当することとなり、上記の「提供」であるかを問わず、個

²⁷⁾ OpenAI “Data processing addendum” Article 1

²⁸⁾ 柿沼太一、田中浩之、角田龍哉、福岡真之介、藤本敬介、古川直裕、松本敬史、吉本京子「ChatGPT と生成 AI に関する法的倫理的課題」（商事法務 1245 号）（2023 年）40 頁

²⁹⁾ 個人情報保護委員会「平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号」（2019 年）。ただし、英国は除く。

³⁰⁾ 個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q & A」Q12-2

³¹⁾ 個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q&A」Q7-53

³²⁾ 個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q&A」Q7-53

情法 28 条 1 項の規定によって本人の同意を取得する必要がある。この点について、個人情報ガイドライン Q&A では以下のように解釈している。

- 個人情報取扱事業者自らが外国に設置し、自ら管理・運営するサーバに個人データを保存することは、外国にある第三者への提供（個人情報法 28 条 1 項）に該当しない。
- 外国にある事業者が外国に設置し、管理・運営するサーバに、個人情報取扱事業者が個人データを保存する場合、「当該サーバを運営する当該外国にある事業者が、当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合³³」には、外国にある第三者への提供（個人情報法 28 条 1 項）に該当しない³⁴。

以上より、クラウドサービス等の利用により、クラウドサービス提供事業者が設置・運営するサーバに個人データを保存するとき、当該事業者が「サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合」には、外国にある第三者であっても、本人の同意を得る必要がないことになっている。なお、クラウド例外に該当する場合、「第 25 条に基づく委託先の監督義務は課されない」ものの、「自ら果たすべき安全管理措置の一環として、適切な安全管理措置を講じる必要」がある³⁵ほか、外国に設置されたサーバに個人データを保存する場合、「外国において個人データを取り扱うこととなるため、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる必要がある（法第 23 条）、また、保有個人データの安全管理について講じた措置を本人の知りうる状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く（法第 32 条第 1 項第 4 号、施行令第 10 条第 1 号）必要があることに留意が必要」であるとされる³⁶。

これらの規定について、生成 AI サービスで検討すると、生成 AI サービスでは、クラウドサービスのように「取り扱わない」ということができるか疑問である。生成 AI サービスでは、ユーザーから送られるプロンプトについて、出力を得るまでに生成 AI サービス提供事業者の内部において何らかの形でデータが処理されているはずである。

北岡、北浦は、生成 AI サービスの「モデル管理者は、生成 AI に入力された情報を分析して出力文を生成するという処理を行うため、たとえ入力された情報が当該生成 AI の学習に用いられないとの条件が付されたとしても、『当該個人データを取り扱わないこととな

³³ 「契約条項によって当該事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等……（Q 7－53 参照）」（個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』」に関する Q & A」12－3）

³⁴ 個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』」に関する Q & A」Q12－3

³⁵ 個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』」に関する Q & A」Q 7－54

³⁶ 個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』」に関する Q & A」Q12－3

っている』とはいえないため、クラウド例外には該当しない」と解している³⁷ほか、高畑等も、「サービス毎に個別の検討を要するものの、少なくとも SaaS 型の生成 AI サービスにおいては、サービス提供事業者がプロンプトとして入力された情報を『処理』（取扱い）していると解され」としている³⁸。

また、個人情報保護委員会が 2023 年に公表した「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について」によって示された「個人情報取扱事業者が、あらかじめ本人の同意を得ることがなく生成 AI サービスに個人データを含むプロンプトを入力し、当該個人データが当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合、当該個人情報取扱事業者は個情法の規定に違反することとなる可能性がある。そのため、このようなプロンプトの入力を行う場合には、当該生成 AI サービスを提供する事業者が、当該個人データを機械学習に利用しないこと等を十分に確認すること」という解釈について、「反対解釈すると、生成 AI サービスを提供する事業者が、プロンプトに対する応答結果の出力の目的のみで個人データを使い、機械学習に利用しないのであれば、個人データの『提供』に該当しないとの考え方につながる」といった指摘もある³⁹。

以上の考えによれば、まず、生成 AI サービス提供事業者を委託先とみなす解釈については、28 条 1 項の規定により本人の同意を得ることが求められることになる。次に、クラウド例外として許容されるかどうかは、そもそも生成 AI への個人データを含むプロンプトを入力する行為が、「取り扱わない」場合であるとは言い難い。

以上から、利用目的規制の観点からは、生成 AI サービスの学習利用設定のオプトアウト等が求められるものの、利用目的の範囲内での「生成 AI の利用」については、それ自体を利用目的に含むことまでは求められないものと考えられる。

他方で、第三者提供の観点からは、DPA の締結といった条件を満たせば本人の同意を必要とせずに AI を利用できるものの、すべての生成 AI サービス提供事業者が DPA を提供しているわけではないし、そうでない場合には、たとえ委託先であっても、外国にある場合には本人の同意が必要となる可能性が高い。また、クラウド例外については、「取り扱わない」の定義が曖昧であるものの、生成 AI サービスにおける処理は、「取り扱わない」ということは難しいように思われる。

よって、DPA の締結ができる場合を除き、本人の同意が必要となる可能性が高いといえるだろう。

4.3 実務における対応

冒頭でも述べたとおり、生成 AI サービスは急速に普及している。しかし、上述したとおり、生成 AI サービスに対する個人データを含むプロンプトの入力行為について個情法

³⁷北岡弘章、北浦誠一「連載 生成 AI に関連する法的問題点 第 6 回 Part 1 生成 AI を組み込んだサービスを提供する者が、ユーザ企業のサービス利用に伴い、個人データを取得する場合の法的問題」（商事法務 1275 号）（2024 年） 62 頁

³⁸高畑豪太郎、松本健男、岩崎翔太、戸崎航生「連載 生成 AI に関連する法的問題点 第 5 回 生成 AI の開発段階、入力段階における個人データの取り扱い上の留意点」（商事法務 1273 号）（2024 年）

³⁹柿沼太一、田中浩之、角田龍哉、福岡真之介、藤本敬介、古川直裕、松本敬史、吉本京子「ChatGPT と生成 AI に関する法的倫理的課題」（商事法務 1245 号）（2023 年） 39 頁

では明確な根拠を示せない状況にある。こうしたなかで、AI サービスの開発、また AI サービスを業務で利用している事業者が、現在の制度下においてどのように個人情報に対応しているのか、AI や AI を活用したサービスの開発を行う事業者 2 社に対してインタビュー調査を実施した（調査対象の詳細は別紙に記載）。

インタビューの結果、全社とも、AI サービスの利用を通じて本人の同意が必要となる「要配慮個人情報」については、同意なく取得や利用を行わないための対策を講じているほか、AI サービスを契約する際に、サービスの利用時に提供したプロンプトが、生成物の生成以外に利用されないことを確認するなど、個人情報の条文や個人情報委の注意喚起等で示されていた点に注意しながら情報が取り扱われていることがわかった。

他方で、第三者提供規制に関連して、一部の事業者では、社内における AI サービスの利用ルールとして、業務で利用する一部、またはすべての AI サービスで個人情報に該当する情報を伏せ字に変換して利用しているといった運用も行われていた。理由として、「個人情報等を生成 AI に入力しても良いとする社会的なコンセンサスが未だに得られているとはいえないから」といった声が聞かれた。

インタビューを通じて、事業者による AI サービスに関する個人データの取扱いは、特に注意深く行われている事業者が多い印象を受けた。他方で、第三者提供規制に関しては、企業ごとに考え方が異なり、個人情報法が明確な根拠を示せないために、明確な根拠に基づく社内のルールの運用できないといった事業者も見られた。

第5章 EU の GDPR

5.1 成立過程

EU では、「人権および基本的自由の保護のための条約」（以下「欧州基本権条約」という。）第 8 条 1 項で「すべての者は、その私的および家族生活、住居並びに通信の尊重を受ける権利を有する」と規定されており⁴⁰、「欧州におけるプライバシー保護の基本的な考え方」であるとされている⁴¹。また、2000 年の EU 基本憲章では、第 7 条に欧州基本権条約と同じく「私生活および家庭生活の尊重を受ける権利」が置かれたほか、第 8 条では「個人データ⁴²の保護」が置かれた⁴³。

EU における個人情報保護を目的とした規則である GDPR は、1955 年に採択された「個人データ処理に係る個人の保護および当該データの自由な移動に関する欧州議会および理事会の指令」（以下「95 年個人データ保護指令」という。）を改正したものである。95 年個人データ保護指令では、「広く個人情報一般を保護の対象として、EU 域内で求められる個人情報保護のレベルを定め、加盟国にこれに応じた立法を求めるもの」であったが

⁴⁰ Council of Europe “Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms”

邦訳は Council of Europe 「ヨーロッパにおける人権および基本的自由の保護のための条約」(https://www.echr.coe.int/d/convention_jpn) より引用。

⁴¹ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）15 頁

⁴² EU 法の“personal data”を指す。個人情報法の「個人データ」とは異なる。

⁴³ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）15 頁－16 頁

⁴⁴、EU 域内の個人データ保護をさらに促進することを目的として⁴⁵、「個人データの処理に係る個人の保護および当該データの自由な移動に関する欧州議会および理事会の規則⁴⁶」（GDPR）が 2016 年に採択された。

5.2 EU 法の概要

そもそも EU とは、「欧州連合条約（EU 条約）をはじめとする EU の基本条約によって設立、運営される国際機関」であり、「基本条約によって加盟国の主権の一部が EU へ委譲され、主権が委譲された政策分野においては、加盟国に変わって EU が権限を行使」する法体系をとっている⁴⁷。現行の基本条約として、「2009 年 12 月に発行したリスボン条約により改正された EU 条約及び EU 機能条約……、両条約の附属議定書及び附属文書」がある⁴⁸。これに加えて、「基本条約と『同一の法的価値』を持つとされる EU 基本権憲章、EU 司法裁判所（Court of Justice of the European Union）が依拠する法の一般原則など」を「一次法」といい、「一次法である基本条約を根拠に制定される法令」として「二次法」が存在する⁴⁹。主な二次法としては、「規則（Regulation）」、「指令（Directive）」、「勧告（Recommendation）」、「意見（Opinion）」がある⁵⁰。

95 年個人データ保護指令と GDPR（一般データ保護規則）では、「指令」と「規則」という違いがある。両者の違いとして、「指令」は「加盟国の政府に対して直接的な法的拘束力を及ぼす」ものであり、「政策目標と実施期限が定められ、……各加盟国は、期限内に政策目標を達成するために国内立法等の措置を取ることが求められ」る⁵¹。ただし、「どのような措置を取るかは各加盟国に委ねられ」ている⁵²。これに対して、「規則」では「加盟国の国内法に優先して、加盟国の政府や企業、個人に直接適用され……加盟国の国内立法を必要とせず、加盟国の政府等に対して直接的な法的拘束力を及ぼす」ものである⁵³。規則は「直接的な拘束力を持つ最も強力なものと位置づけられ」るものであり⁵⁴、GDPR の発

⁴⁴ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）15 頁

⁴⁵ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）16 頁

⁴⁶ The European Union “Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC” 邦訳は、小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）、また個人情報保護委員会「個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、及び、そのデータの自由な移転に関する、並びに、指令 95/46/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則（EU）2016/679（一般データ保護規則） 仮日本語訳」（<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf>）を参照した。

⁴⁷ 国立国会図書館リサーチ・ナビ「EU 法について」

⁴⁸ 国立国会図書館リサーチ・ナビ「EU 法について」

⁴⁹ 国立国会図書館リサーチ・ナビ「EU 法について」

⁵⁰ 国立国会図書館リサーチ・ナビ「EU 法について」

⁵¹ 国立国会図書館リサーチ・ナビ「EU 法について」

⁵² 国立国会図書館リサーチ・ナビ「EU 法について」

⁵³ 国立国会図書館リサーチ・ナビ「EU 法について」

⁵⁴ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）17 頁

効によって、EU における個人データの規制は 95 年個人データ保護指令からさらに強化されてきた。

5.3 GDPR による規制

5.3.1 規制対象・保護対象・適用範囲

GDPR が直接に規制対象とするのは「管理者」である⁵⁵。GDPR 4 条 7 項によれば、「管理者」とは、「自然人又は法人、公的機関、部局又はその他の組織であって、単独で又は他の者と共同で、個人データの取扱いの目的及び方法を決定する者」を指す⁵⁶。これに加えて「処理者」というものがあり、「管理者の代わりに個人データを取り扱う自然人若しくは法人、公的機関、部局又はその他の組織」を指す⁵⁷。両者の違いについて、個情法の「個人情報取扱事業者」と「委託者」の違いに近いとされるが、GDPR における「処理者」は、個情法の委託者の定義である「管理者から委託を受けて個人データを処理する者」のみならず、「広く管理者のために個人データを処理する者」が含まれている⁵⁸。

次に、GDPR が保護対象とする個人データは、「識別された自然人又は識別可能な自然人（「データ主体」⁵⁹）に関する情報」とされている⁶⁰。「識別可能な自然人」については、具体的に「氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子を参照することによって、又は、当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的又は社会的な同一性を示す一つ又は複数の要素を参照することによって、直接的又は間接的に、識別される者」が示されている⁶¹。また、「識別」とは、「その人物が集団の他の全ての構成員から『一人選出される（single out）』ときであり、通常、『識別子』と呼ばれる特定の情報によって可能になる」ものである⁶²。

さらに、「直接的または間接的に、識別される」という部分については、「直接的な識別子……があれば必ず識別可能であるとは限らず、反対に「単独で個人を識別できる直接的な識別子がなくても、組み合わせによって識別可能になる場合」もある⁶³。また、「他の情報と組み合わせることによって復元できる仮名データには、間接的な識別可能性が認められる」とされている⁶⁴。

このほか、GDPR では、適用範囲として第 3 条で以下のように示されている。

⁵⁵ GDPR 3 条 1 項

⁵⁶ GDPR 4 条 7 項

⁵⁷ GDPR 4 条 8 項

⁵⁸ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）27 頁－28 頁

⁵⁹ 個情法の「本人」に該当する（小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）28 頁）

⁶⁰ GDPR 4 条 1 項

⁶¹ GDPR 4 条 1 項

⁶² Article 29 Data Protection Working Party “Opinion 4/2007 on the concept of personal data”, June 20th, 2007

邦訳は、小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）28 頁を参照。

⁶³ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）28 頁

⁶⁴ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）28 頁

- ① EU 域内の管理者又は処理者の拠点の活動の過程における個人データの取扱い⁶⁵
- ② EU 域内に拠点のない管理者又は処理者による(a)EU 域内のデータ主体に対する物品又はサービスの提供、又は(b)データ主体の行動が EU 域内で行われるものであり、その行動の監視のいずれかに関連する場合、EU 域内のデータ主体の個人データの取扱い⁶⁶
- ③ 国際公法の効力により加盟国の国内法の適用のある場所において行われる個人データの取扱い⁶⁷

これらについて、①は「域内企業への適用」、②は「域外企業への適用」、そして③は「加盟国の大使館や領事館による処理、加盟国船籍の船舶等における処理」が想定されており⁶⁸、EU 域外の企業に対しても適用されうることとなる。

5.3.2 基本原則

GDPR では、第 5 条で以下の基本原則が示されている。

- 適法性、公平性及び透明性 (GDPR 5 条 1 項(a)号)
- 目的の限定 (GDPR 5 条 1 項(b)号)
- データの最小化 (GDPR 5 条 1 項(c)号)
- 正確性 (GDPR 5 条 1 項(d)号)
- 記録保存の制限 (GDPR 5 条 1 項(e)号)
- 完全性及び機密性 (GDPR 5 条 1 項(f)号)
- アカウンタビリティ (GDPR 5 条 2 項)

アカウンタビリティでは、管理者に対して「第 1 項について責任を負い、かつ、同項遵守を証明できるようにしなければならない」とされており⁶⁹、特に重視されている⁷⁰。小向、石井によれば「ビッグデータや IoT といった技術の進展」による影響も大きく、「携帯端末の普及は、人々の行動履歴の把握を容易にし……ビッグデータ処理や AI 技術の発展によって集積処理され、次々と新たな情報が生み出され」るようになってきた一方、「利用者等があまり意識することなく情報を収集されてしまうことも多」く、「人に知られたくない情報が思いがけず使われてしまう」といった、本人の意思に反する利用もみられ、そうした利用を抑制するために「自分の個人データがどのように利用されるのかをできるだけ把握できるようにすること、つまり『透明性』を高めることが重要だという認識」があるという⁷¹。

5.3.3 適法化根拠

では、GDPR ではどのような場合で個人データの処理が許されるか。

⁶⁵ GDPR 3 条 1 項

⁶⁶ GDPR 3 条 2 項

⁶⁷ GDPR 3 条 3 項

⁶⁸ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』(NTT 出版、2019 年) 33 頁

⁶⁹ GDPR 5 条 2 項

⁷⁰ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』(NTT 出版、2019 年) 50 頁

⁷¹ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』(NTT 出版、2019 年) 50 頁－51 頁

GDPR では、6 条 1 項において、以下のように定められている。

1. 処理は、以下の少なくとも一つが適用される場合においてのみ、その範囲内で適法である：
 - (a) 〈本人の同意〉データ主体が、一つ又は複数の特定の目的のために自己の個人データの処理に関し、同意を与えた場合
 - (b) 〈契約の締結・履行のための必要性〉データ主体が契約当事者となっている契約の履行のために処理が必要となる場合、又は、契約締結の前に、データ主体の要求に際して手段を講ずるために処理が必要となる場合。
 - (c) 〈法的義務〉管理者が服する法的義務を遵守するために処理が必要となる場合。
 - (d) 〈生命に関する利益保護〉データ主体又は他の自然人の生命に関する利益を保護するために処理が必要となる場合。
 - (e) 〈公共の利益ないしは公的権限の行使〉公共の利益において、又は、管理者に与えられた公的な権限の行使において行われる職務の遂行のために処理が必要となる場合。
 - (f) 〈適法な利益〉管理者によって、又は、第三者によって求められる適法な利益の目的のために処理が必要となる場合。ただし、その利益よりも、個人データの保護を求めるデータ主体の利益並びに基本的な権利及び自由のほうが優先する場合、特に、そのデータ主体が子供である場合を除く。⁷²

この規定について、「GDPR において、個人データの『処理⁷³』(processing) が許されるのは、第 6 条 1 項が定める適法化根拠がある場合に限られ、これらの根拠に基づかない個人データの処理は違法」とされる⁷⁴。すなわち、EU における個人データの処理は、原則として禁止されており、GDPR 6 条 1 項(a)号から(f)号までに示された「適法化根拠」が適用できるとき、はじめて個人データの処理が適法化されるという形式をとっている。

適法化根拠のうち、AI の利用との関わりで重要になるものとして「(a)本人の同意」、「(b)契約の締結・履行のための必要性」、そして「(f)適法な利益」が挙げられる。

「本人の同意」では、「①自由な同意、②特定された同意、③事前説明を受けた同意、④不明瞭ではない表示による同意、⑤明らかに肯定的な行為による同意」であることが求められる⁷⁵。

⁷² GDPR 6 条 1 項。ただし、「processing」の訳語として、「取扱い」ではなく「処理」とし、「legitimate interests」の訳語として、「正当な利益」ではなく「適法な利益」とした。以下、個人情報委員会における EU 法の仮日本語訳は同様に「処理」、「適法な利益」とする。また、山括弧内は小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』(NTT 出版、2019 年) 53 頁を参照した。

⁷³ GDPR 4 条 2 項によれば、「自動的な手段によるか否かを問わず、収集、記録、編集、構成、記録保存、修正若しくは変更、検索、参照、使用、送信による開示、配布、又は、それら以外に利用可能の者とする、整理若しくは結合、制限、消去若しくは破壊のような、個人データ若しくは一群の個人データに実施される業務遂行又は一群の業務遂行を意味する」

⁷⁴ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』(NTT 出版、2019 年) 52 頁

⁷⁵ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』(NTT 出版、2019 年) 52 頁－53 頁

「(b)契約の締結・履行のための必要性」では、「契約の履行にとって客観的に必要な処理」のことをいう⁷⁶。なお、欧州データ保護会議（以下「EDPB」という。）のガイドラインにおいて、「契約書の中でデータの処理について言及又は記載するだけ」では満たさないものとされており⁷⁷、「契約の本質から考えて客観的に必要である場合に限り、契約の締結・履行の必要性が認められる」とされ、「こうした必要性が認められない場合には、むしろ「(f)適法な利益」等の他の適法化根拠を考えるべき」とされている⁷⁸。

「(f)適法な利益」は、「個人データ処理の適法化根拠のなかで、一般規定にあたる」ものであり、「他の要件には当たらないが、処理の必要性が高い場合に認められる」規定である⁷⁹。

では、「(f)適法な利益」とは、どのような場合に適用できるか。

適法な利益を適用したい場合、個人データを処理する前に「『適法な利益』が何かという情報を本人に知らせることが求められ（第 13 条 1 項(d)号、第 14 条 2 項(b)号）、『適法な利益』についての立証責任を負う。また、利益の均衡がとれていると考える理由を、本院に知らせ、本人が異議申立てを威望する場合には、簡単な手続きでこれを行うことができるように」することが求められる⁸⁰。異議申立てがなされた場合には「本人の利益とのバランスを再評価し、本人の利益が上回るのであればその処理の停止を行えるように」する必要がある⁸¹。

なお、GDPR においては、原則として適法化根拠がなければ個人データの処理が許されないという形式をとっており、本人の同意を得ずに第三者への個人データを提供することを禁止する、個情法の第三者提供規制における「第三者への提供」も含んだ表現となっている。

ただし、個情法が外国にある第三者への提供を厳しく規律しているのと同様に、GDPR も、管理者が EU 域外に個人データを移転（域外移転）することを原則禁止している⁸²。EU 域外へのデータ移転が認められる場合としては、「①十分性認定（第 45 条）、②拘束的企業準則（BCRs）（第 46 条 2 項(b)号、47 条）、③標準データ保護条項（SDPC）（第 46 条 2 項(c)号、(d)号）、④行動規範（第 46 条 2 項(c)号）、⑤認証（第 46 条 2 項(f)号）、⑥特別の状況がある場合の例外（49 条）等のいずれか」が存在する場合に限られる⁸³。

⁷⁶ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）53 頁

⁷⁷ EDPB “Guidelines 2/2019 on the processing of personal data under Article 6(1)(b) GDPR in the context of the provision of online services to data subjects” October 16th, 2019, p.14

邦訳は、個人情報保護委員会「データ主体へのオンラインサービスの提供に関連する GDPR 第 6 条(1)(b)に基づく個人データ取扱いに関するガイドライン 2/2019（バージョン 2.0） 仮日本語訳」（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/article_6_1_b_guideline.pdf）を参照。

⁷⁸ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）54 頁

⁷⁹ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）57 頁

⁸⁰ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）57 頁

⁸¹ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）57 頁

⁸² 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）41 頁

⁸³ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）41 頁

5.4 ChatGPT の規制事例からみる生成 AI サービスの適法化根拠

先述したとおり、EU においては、過去に ChatGPT を規制した事例がある。2023 年、イタリアの個人データ保護機関（GPDP）は、GDPR 違反を理由に、OpenAI 社が運営する生成 AI サービス「ChatGPT」に対して「イタリアに所在する利用者の個人データの処理を一次停止」することを命じた⁸⁴。GPDP による判断では、①情報提供義務、②処理の法的根拠、③正確性原則、④子どものデータ処理の 4 つの GDPR 違反事由が示されており、「処理の法的根拠」については、具体的に「ChatGPT の運用の基礎となるアルゴリズムのトレーニングを目的とした大量の個人データの収集・処理を正当化するため、適切な法的根拠がない」といった指摘がなされた⁸⁵。

これに対して、OpenAI 社が講じた対応策として、「ユーザー向けの情報通知において、『契約の履行』を法的根拠として、一定の個人データの処理を継続する一方で、ユーザーの個人データをアルゴリズムのトレーニングのために処理する場合は、ユーザーのオプトアウト権を損なうことなく、『正当な利益』を法的根拠とすることを明確化」した⁸⁶。

最新の OpenAI のプライバシーポリシー⁸⁷では、「欧州経済地域、イギリス、スイス」とそれ以外の地域でウェブページが分けられているが、EU が属するポリシーを見ると、表 1 に示すように、9 条において「データ処理の法的根拠」が挙げられている。

処理の目的	法的根拠（処理目的別の適法化根拠）
サービスを提供し、分析し、維持するため	● (b) 契約の締結・履行のための必要性
サービスの向上・開発及び調査を実施するため	● (f) 適法な利益
サービス及びイベントについての情報の送信など、顧客とやりとりするため	● (a) 本人の同意
サービスの不正行為、違法行為又は不正利用を防止し、自社のシステム及びサービスのセキュリティを保護するため	● (b) 契約の締結・履行のための必要性 ● (c) 法的義務 ● (f) 適法な利益
法的義務を遵守し、ユーザー、OpenAI 又は第三者の権利、プライバシー、安全又は財産を保護するため	● (c) 法的義務 ● (f) 適法な利益

表 1 OpenAI「プライバシーポリシー（欧州経済地域、イギリス、スイス）」より作成

なお、「応答するためユーザーの入力内容の処理」を行うのは、「サービスを提供し、分析し、維持するため」という目的のために行うものとされており、適法化根拠としては

⁸⁴ 岡田淳、北山昇、小川智史「連載 個人情報保護をめぐる実務対応の最前線 第 15 回 AI と個人情報・プライバシー」（商事法務 1244 号）（2023 年）72 頁

⁸⁵ 岡田淳、北山昇、小川智史「連載 個人情報保護をめぐる実務対応の最前線 第 15 回 AI と個人情報・プライバシー」（商事法務 1244 号）（2023 年）73 頁

⁸⁶ 岡田淳、北山昇、小川智史「連載 個人情報保護をめぐる実務対応の最前線 第 15 回 AI と個人情報・プライバシー」（商事法務 1244 号）（2023 年）73 頁

⁸⁷ 2024 年 11 月 4 日更新

「(b)契約の締結・履行のための必要性」が該当する⁸⁸。このほか、AI モデルの「学習及び向上させる場合など……サービスの開発、改善又は促進」は、「サービスの向上・開発及び調査を実施するため」という目的のために行うものであり、適法化根拠としては「(f)適法な根拠」が該当する⁸⁹。

以上のように、GDPR においては、本人による同意に基づかない場合であっても、他の適法化根拠によって個人データの処理が許容されうる場合がある。

第6章 個人情報法と GDPR の比較

6.1 権利としての性格

これまでに見てきた個人情報法と GDPR とを比較すると、まず、両者が保護する権利の性格が大きく異なる。

日本では、日本国憲法において「プライバシーの権利が個別人権としては規定していない」⁹⁰が、判例の蓄積のなかで、「実質的にはプライバシーの権利を国家に対して主張しうる憲法上の権利と認めていると評し」得るものとされてきた⁹¹。しかし、「未だ個人情報の保護は自己情報コントロール権を含めて個別の人権とは認められて」おらず、個人情報保護も「プライバシーの延長線上で展開」するに留まっている⁹²。

これとは反対に、EU では「欧州基本権条約」の時代から現代の GDPR に至るまで、基本権としてプライバシー権が認められてきた。プライバシーや個人情報保護が権利として保護されてきた EU の GDPR のほうが、個人情報法と比較してより強固に保護されているといえることができるだろう。

6.2 法の目的・個人情報保護に対する考え方

こうした背景から、個人情報法と GDPR では、法の目的から規制の度合いにいたるまで、様々な部分で差が生じている。

まず、目的について、両者はともに「個人情報保護と個人情報（個人データ）の自由な流通の保障と調和という普遍的要請に応える必要がある」という点で共通の目的をもっている⁹³。しかし、個人情報法には「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ」という「有用性の具体例」にあたる文言が目的規定（個人情報1条）に挿入されている。宇賀によれば「個人の権利利益の保護を唯一絶対の目的とするの

⁸⁸ OpenAI「プライバシーポリシー（欧州経済地域、イギリス、スイス）」（2024年11月4日）

⁸⁹ OpenAI「プライバシーポリシー（欧州経済地域、イギリス、スイス）」（2024年11月4日）

⁹⁰ 藤原静雄「特集 GDPRの適用開始をめぐって 日本とEUの個人情報保護法制の比較」（ジュリスト 1521号）（2018年）15頁

⁹¹ 高橋和之『立憲主義と日本国憲法』（有斐閣、第6版、2024年）

⁹² 藤原静雄「特集 GDPRの適用開始をめぐって 日本とEUの個人情報保護法制の比較」（ジュリスト 1521号）（2018年）15頁－16頁

⁹³ 藤原静雄「特集 GDPRの適用開始をめぐって 日本とEUの個人情報保護法制の比較」（ジュリスト 1521号）（2018年）17頁

ではなく、個人情報の有用性も斟酌する……が、両者を対等に比較衡量するのではなく、個人の権利利益の保護が最重要の目的」であるとする⁹⁴が、藤原が「個人情報の経済的価値が強調されている感は否めない」とした⁹⁵ように、個人情報の利活用が意識されているように思われる。

こうした意識の違いからか、両者の原則的な個人情報保護の考え方も大きく異なる。

個情法では、個人情報のライフサイクルのうち、取得と内部利用については、個人情報の本人に対して取得する個人情報の利用目的を特定し、通知・公表することで、「本人の同意や正当化事由は不要」とされる⁹⁶。反対に、GDPR では、「本人の同意、契約、法的義務、適法な利益等の適法化根拠が必要」とされ⁹⁷、適法化根拠が適用される場合にのみ、個人データの処理が適法とされる。つまり、原則として個人データの処理は違法といえることができる。

以上から、同意の取得や適法化根拠を必要とせず、利用目的を明示するのみで個人情報を取得できる点で、個情法は非常に緩やかな規制であり、厳格な GDPR とは原則的な個人情報保護に対する考え方が大きく異なるといえることができる。

6.3 第三者提供規制

第三者提供に関して、個情法は、個人データの第三者提供には原則として本人の同意を求める。個人データの取扱いを委託する場合や、クラウドサービスを利用する場合には、一定の条件下で例外的に第三者提供にあたらないとすることができた（個情法 27 条 5 項 1 号、「個情法ガイドライン Q&A」Q7-53）。しかし、外国にある第三者への提供に対しては、条件を満たす場合（「個情法ガイドライン Q&A」Q12-3）を除いて、たとえ委託先であったとしても、原則として本人の同意を求めることとなる（個情法 28 条 1 項）。なお、クラウド例外以外にも、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」や「基準に適合する体制を整備している者」には本人の同意を得ずに個人データを提供することができるが、これらにも該当しない場合、個情法では原則として「本人の同意」が必要となる（個情法 28 条 1 項）。

GDPR は、第三者提供についても引き続き「適法化根拠」を求めている（GDPR 6 条 1 項）。そして、個人データの EU 域外への移転は、GDPR でも原則として禁止されている（GDPR 44 条）。しかし、欧州委員会による十分性認定を決定している第三国への移転である場合（GDPR 45 条）や、標準データ保護条項（SDPC）を締結している場合（GDPR 46 条 2 項(c)号）などでは、適切な保護措置を確保する必要があるものの、域外への移転を行うことができる⁹⁸。

⁹⁴ 宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』（有斐閣、2021 年）48 頁

⁹⁵ 藤原静雄「特集 GDPR の適用開始をめぐって 日本と EU の個人情報保護法制の比較」（ジュリスト 1521 号）（2018 年）17 頁

⁹⁶ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）56 頁。ただし、「訂正、利用停止請求は限定的に認められ……事後的に第三者提供や利用目的の変更を行う場合は本人の同意が必要」とされる。

⁹⁷ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）56 頁

⁹⁸ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）41 頁-42 頁

第三者提供規制のなかでも、「外国にある第三者への提供」に関して、個人情報法は GDPR よりも厳しい規律といえるだろう。GDPR では、SDPC の締結等により域外移転が認められる場合も、適法化根拠が求められる。適法化根拠には、「本人の同意」の他にも「契約の締結・履行のための必要性」や「法的義務」、そして「適法な利益」といった複数の方法を用いることができる。これに対して、個人情報法では「本人の同意」が要求されており（個人情報法 28 条 1 項）、それ以外の方法を用いることができない。

以上から、個人情報法と GDPR では、法の目的は基本的に同じであるものの、プライバシー権や個人情報の保護に対する考え方で違いがあり、制度としては大きく異なるものといえることができる。

個人情報法では、個人情報の利活用に重点があるため、個人情報取扱事業者が個人情報の取得や内部利用等、内部での利用が比較的自由に行うことができるという特性がある。一方、個人情報の保護が重視されている「（外国にある）第三者への提供」を行う場面などでは「本人の同意」が必要となる、非常に厳格な規制を行っているといえる。

GDPR では、プライバシー権を基本権として重視しているため、個人データの処理は、「適法化根拠」がない限り原則として違法となる厳格な規制を行っている。一方で、適法化根拠は「本人の同意」に限らないため、本人の同意が得られない場面であっても個人データの処理が許容されうる場合がある。特に、「適法な利益」については「規定自体がやや曖昧であり、本人の利益に優越することが条件であるため、解釈上の裁量の余地が大きい」規定とされている⁹⁹。実際、OpenAI の「プライバシーポリシー」においても、「適法な利益」を主張する箇所が複数あった。今日私たちが使う生成 AI サービスのような、以前までの常識では考えられなかったであろう、新しい個人データの利用形態が実際に運用できているという点で、技術の進展や社会情勢の変化等に応じて柔軟に解釈を行うことのできる規定といえることができる。

第7章 考察

7.1 個人情報法の第三者提供規制の問題点

これまで見てきた通り、日本の個人情報法では、原則として非常に緩やかな規制となっているが、「外国にある第三者への個人データの提供」では、原則として「同意を取得する」ことが求められ、例外を除けば同意を得ずに第三者へ提供することができないという制度になっている。この点について、個人情報法は「同意の取得」以外にも適法化根拠を主張しうる GDPR と比較して、硬直的な規制を行っているといえるだろう。

そして、こうした制度設計に反して、今日ではクラウドサービスや生成 AI サービスなど、サービスを利用することで必然的に外国にある第三者への提供の形式をとるような個人データの利用形態が一般化している。クラウドサービスについては、個人情報委が『『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）』に関する Q&A』のなかで解釈を示すことで、例外的に「提供」にあたらないと判断することができるようになっている。しかし、生成 AI サービスについてはクラウド例外のような解釈すら示されていない状態にある。「本人の同意取得」が求められることになるのか不明確なまま、個人情報法の明確な根拠がない状態で AI が利用されている状況にある。

⁹⁹ 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』（NTT 出版、2019 年）57 頁

現在、個人情報保護法の見直しに向けた議論が進められており、「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」として、本人の同意を得ずに利用できる場面がないか、検討されている¹⁰⁰。たしかに、上述した課題について、同意取得によらない方法も手段として用意することは望ましい。実際、公表された文書の内容は、GDPR の適法化根拠を参考にしたと思われる部分も複数見られる。しかし、これまで見てきた通り、日本の個人情報保護法は第三者提供規制以外の部分が非常に緩やかな規制である。また、特定の技術や社会情勢に対応するために場当たり的に規制を緩和していても、別の技術が台頭したり、社会情勢が変化したりしたとき、また規制を変化させていく必要性が生じることになりうる。今日では、個人情報法の3年ごとの見直しより遙かに速い速度で新たな技術の進展してきている。同意取得を不要として規制を緩めるのではなく、個人データの利活用による利益が、不利益と比較しても大きいと思われる利用形態を柔軟に認められる「適法な利益」のような規定を活用できるようにすべきなのではないだろうか。

謝辞

本研究を進めるにあたり、中央大学国際情報学部 小向太郎教授には、指導教員として終始熱心なご指導をいただきました。厚く感謝申し上げます。

また、インタビューに応じていただいた企業の方々にも大変お世話になりました。御礼申し上げます。

本研究は、iTL 先端的研究プロジェクト奨学金の支援を受けて実施しました。

参考文献

- ICT 総研「2024 年度 生成 AI サービス利用動向に関する調査」（2024 年 8 月）（最終確認日：2024 年 11 月 22 日）
<https://ictr.co.jp/report/20240830.html/>
- 総務省『令和 6 年版情報通信白書』（日経印刷、2024 年）
- 個人情報保護委員会「個人情報保護法の基本」（2023 年 9 月）（最終確認日：2024 年 11 月 22 日）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kihon_202309.pdf
- 宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』（有斐閣、2021 年）
- 個人情報保護法制研究会『個人情報保護法の解説』（ぎょうせい、第 3 次改訂版、2022 年）
- 個人情報保護委員会「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等」（2023 年 6 月）（最終閲覧日：2024 年 11 月 3 日）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_alert_generative_AI_service.pdf
- 個人情報保護委員会「OpenAI に対する注意喚起の概要」（2023 年 6 月）（最終閲覧日：2024 年 11 月 3 日）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_alert_AI_utilize.pdf

¹⁰⁰ 個人情報保護委員会「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について」（2025 年 3 月 5 日）1 頁－3 頁

- BBC NEWS JAPAN「イタリア当局、人工知能チャットボット『ChatGPT』を一時的にブロック」(2023 年 4 月 1 日)(最終確認日: 2025 年 1 月 5 日)
<https://www.bbc.com/japanese/65135281>
- 高畑豪太郎、松本健男、岩崎翔太、戸崎航生「連載 生成 AI に関連する法的問題点 第 5 回 生成 AI の開発段階、入力段階における個人データの取り扱い上の留意点」商事法務 1273 号(2024 年) 83 頁-88 頁
- 岡田淳、北山昇、小川智史「連載 個人情報保護をめぐる実務対応の最前線 第 15 回 AI と個人情報・プライバシー」商事法務 1244 号(2023 年) 72 頁-83 頁
- 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン (AI 編)」(2019 年 12 月)(最終確認日: 2025 年 3 月 1 日)
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20200619001.pdf
- 中井杏「連載 実務問答 個人情報保護法 第 3 回 AI 開発における学習用データの利用目的と学習済みパラメータの取扱い」商事法務 1254 号(2023 年) 46 頁-52 頁
- e-Gov 法令検索「個人情報の保護に関する法律」(最終確認日: 2025 年 3 月 1 日)
<https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0000000057/>
- 小向太郎、石井夏生利『概説 GDPR』(NTT 出版、2019 年)
- Council of Europe “Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms”(最終確認日: 2025 年 1 月 10 日)
<https://rm.coe.int/1680a2353d>
- The European Union “Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC”(最終確認日: 2024 年 12 月 25 日)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32016R0679&qid=1741177265846>
- 個人情報保護委員会「個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、及び、そのデータの自由な移転に関する、並びに、指令 95/46/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則 (EU) 2016/679 (一般データ保護規則) 仮日本語訳」(最終確認日: 2025 年 1 月 16 日)
<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf>
- 国立国会図書館リサーチ・ナビ「EU 法について」(最終確認日: 2025 年 1 月 16 日)
https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/politics/eu_law
- 藤原静雄「特集 GDPR の適用開始をめぐって 日本と EU の個人情報保護法制の比較」ジュリスト 1521 号(2018 年) 14 頁-19 頁
- Article 29 Data Protection Working Party “Opinion 4/2007 on the concept of personal data” June 20th, 2007 (最終確認日: 2025 年 2 月 6 日)
https://ec.europa.eu/justice/article-29/documentation/opinion-recommendation/files/2007/wp136_en.pdf
- EDPB “Guidelines 2/2019 on the processing of personal data under Article 6(1)(b) GDPR in the context of the provision of online services to data subjects” October 16th, 2019 (最終確認日: 2025 年 2 月 14 日)

https://www.edpb.europa.eu/our-work-tools/our-documents/guidelines/guidelines-22019-processing-personal-data-under-article-61b_en

- 個人情報保護委員会「データ主体へのオンラインサービスの提供に関連する GDPR 第 6 条(1)(b)に基づく個人データ取扱いに関するガイドライン 2/2019（バージョン 2.0） 仮日本語訳」（最終確認日：2025 年 2 月 14 日）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/article_6_1_b_guideline.pdf
- 柿沼太一、田中浩之、角田龍哉、福岡真之介、藤本敬介、古川直裕、松本敬史、吉本京子「ChatGPT と生成 AI に関する法的倫理的課題」商事法務 1245 号（2023 年）29 頁－57 頁
- 国会会議録検索システム「第 189 回国会 参議院 内閣委員会 第 10 号」（2015 年 5 月 28 日）（最終確認日：2024 年 12 月 29 日）
<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/118914889X01020150528/10>
- 個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）』に関する意見募集結果」（2021 年 8 月 2 日）（最終確認日：2024 年 12 月 30 日）
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000223334>
- 岡田淳、北山昇、小川智史「連載 個人情報保護をめぐる実務対応の最前線 第 7 回 個人関連情報の第三者提供」商事法務 1218 号（2022 年）62 頁－72 頁
- 個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q & A」（最終確認日：2025 年 3 月 1 日）
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/APPI_QA/
- 北岡弘章、北浦誠一「連載 生成 AI に関連する法的問題点 第 6 回 Part 1 生成 AI を組み込んだサービスを提供する者が、ユーザ企業のサービス利用に伴い、個人データを取得する場合の法的問題」商事法務 1275 号（2024 年）60 頁－63 頁
- OpenAI “Data processing addendum”（最終確認日：2025 年 2 月 18 日）
<https://openai.com/policies/data-processing-addendum/>
- 個人情報保護委員会「平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号」（2019 年）（最終確認日：2025 年 2 月 17 日）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123_h31iinkaikokuji01.pdf
- OpenAI「プライバシーポリシー（欧州経済地域、イギリス、スイス）」（2024 年 11 月 4 日）（最終確認日：2025 年 2 月 24 日）
<https://openai.com/ja-JP/policies/eu-privacy-policy/>
- 高橋和之『立憲主義と日本国憲法』（有斐閣、第 6 版、2024 年）
- 個人情報保護委員会「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について」（2025 年 3 月 5 日）（最終確認日：2025 年 3 月 6 日）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250305_shiryuu-1-1.pdf